

議案第 83 号

墨田区立図書館設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 11 月 27 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区立図書館設置条例の一部を改正する条例

墨田区立図書館設置条例（昭和 55 年墨田区条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表墨田区立寺島図書館の項及び墨田区立あずま図書館の項を削り、同表に次のように加える。

墨田区立ひきふね図書館	東京都墨田区京島一丁目 36 番 5 号
-------------	----------------------

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（駐車場）

第 3 条 墨田区立ひきふね図書館に駐車場を設ける。

- 2 前項の駐車場を使用する者は、次の表に定める額の範囲内で墨田区教育委員会規則で定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、墨田区教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

区 分	使 用 料（1 台につき）
30 分以内の使用の場合	無料
30 分を超える使用の場合	最初の 30 分を除き、30 分までごとに 150 円

- 3 前項に定めるもののほか、駐車場の使用に関し必要な事項は、墨田区教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

墨田区立ひきふね図書館を新たに公の施設として設置するとともに、同図書館に付置する駐車場の使用料について定めるほか、墨田区立寺島図書館及び墨田区立あずま図書館を廃止する必要がある。